

労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二十四号

労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき、労働安全衛生法施行令第十八条第三号及び第十八条の二第三号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準（令和五年厚生労働省告示第三百四号）の一部を次の表のように改正し、令和九年四月一日から適用する。

令和七年二月十九日

厚生労働大臣 福岡 資麿

(傍線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)	物の種類	令第18条第3号の含有量 (重量パーセント)	令第18条の2第3号の含有量 (重量パーセント)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>0.1パーセント</u>	(略)	ジクロロエチレン (1, 1-ジクロロエチレンに限る。)	<u>1パーセント</u>	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	(略)	ジニトロフェノール (2, 4-ジニトロフェノールを除く。)	(略)	(略)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノアート (別名メプチルジノカップ)に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ジニトロメチルヘプチルフェニルクロトナート (別名ジノカップ) (2, 4-ジニトロ</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

<u>－ 6 － (オクタン－ 2－イ ル) フェニル＝ (E)－ 2－ ブテノアート (別名メプチル ジノカップ) を除く。異性体 混合物*を含む。)</u>					
ジメチルヒドラジン (1, 1 －ジメチルヒドラジンに限 る。)	(略)	(略)	ジメチルヒドラジン (1, 1 －ジメチルヒドラジンに限 る。)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1'－ジメチル－ 4, 4' '－ビピリジニウム塩 (1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウムニメタンスル ホン酸塩に限る。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>1, 1'－ジメチル－ 4, 4' '－ビピリジニウム塩 (1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウム＝ジクロリド (別名パラコート) 及び1, 1'－ジメチル－ 4, 4' －ビピリジニウムニメタンスル ホン酸塩を除く。)</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセン ト</u>

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類（2，3，7，8-テトラクロロジベンゾー1，4-ジオキシンに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
(削る)	(削る)	(削る)	<u>ダイオキシン類（令別表第3第1号3に掲げるもの及び2，3，7，8-テトラクロロジベンゾー1，4-ジオキシンを除く。）</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>
<u>ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>ドデシルフェノール（直鎖型及び分枝型のもの）（イソドデシルフェノールを除く。）</u>	<u>0.3パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
トリクロロエタン（1，1，1-トリクロロエタンに限る。）	(略)	(略)	トリクロロエタン（1，1，1-トリクロロエタンに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
トルイジン	(略)	(略)	トルイジン	(略)	(略)
<u>ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウム一水和物</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)

に限る。)					
<u>ニトリロ三酢酸三ナトリウム及びその一水和物（ニトリロ三酢酸三ナトリウムに限る。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ニトログリセリン	(略)	(略)	ニトログリセリン	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	<u>0.1パーセント</u>	ニトロトルエン（4-ニトロトルエンに限る。）	(略)	<u>1パーセント</u>
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
ピクリン酸	(略)	(略)	ピクリン酸	(略)	(略)
<u>フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンに限る。）</u>	<u>0.1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
<u>フェニレンジアミン（オルト-フェニレンジアミンを除く。）</u>	<u>1パーセント</u>	<u>0.1パーセント</u>	(新設)	(新設)	(新設)
ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	(略)	(略)	ブタノール（イソブチルアルコール及び1-ブタノールに限る。）	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考	(新設)				
1 ※の異性体混合物には、2, 4-ジニトロ-6-(オクタン-2-イル)フェニル=(E)-2-ブテノート（別名メブ					

チルジノカップ) が含有されているものを含む。